

学校の再編成



義務教育の権限

教育委員会が全権を有します。
市長は教育委員会が決定した事業を予算執行する権限をもちます。

学校再編成は…

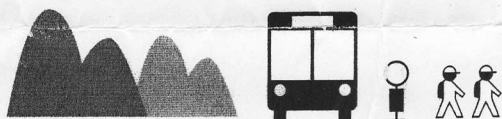
教育委員会が「学校教育法施行規則」の定めに基づき、地域の実情に合わせ適正な学校規模にすることができます。

伊豆市、これまでの小学校再編成の経緯

(1) 伊豆市では、土肥、中伊豆、天城湯ヶ島で小学校再編成事業を進めてきましたが、いずれの地区においても教育委員会が準備委員会を通じ、或いは直接に地元関係者と話し合い、地元の意向に配慮しながら行ってきました。

(2) 市長は、通学距離が長くなる不利益を解消するため、2 km以上の通学費を全額公費負担としました。通学費が年額3万円の上限にある場所に住む保護者は、子どもが3人いた場合、9年間で81万円もの自己負担でした。

また、親の一時支出を解消するため、市が直接バス会社に支払う制度も取り入れてます。



修善寺地区の学校再編成は

(1) 現状は以下のとおりです。今後のことは教育委員会と地元との協議によります。市長は介入する権限を有しておりませんので、公約などで意向を述べることも許されていません。

(2) 「伊豆市学校再編計画」において、修善寺地区の小学校は「平成25年4月を目途に、4校を1校に再編する」と示されています。しかし、既に天城湯ヶ島地区の再編計画が修正されており、修善寺地区はこれから議論を始める段階です。

中伊豆地区、天城湯ヶ島地区の再編事業も地元との協議のなかで修正された事項が多く、修善寺地区においても全ては地元との話し合いによります。

(3) 「伊豆市学校再編計画」において、市内の中学校は「平成28年4月を目途に、4校を再編成する。」と示されているが、具体的事項は全く決まっていません。

対象校、場所など、全ては教育委員会が中心となり検討作業を行います。

